



## 就任のごあいさつ

茨城県企画部統計課長  
茨城県統計協会副会長

前田 常 男

このたび、4月1日付けをもちまして統計課長を拝命致しますと同時に、統計協会副会長に就任することになりました。

近年、社会経済が高度情報化、国際化、高齢化等と複雑多様化するなかで、統計は的確な現状認識と将来予測に不可欠な資料として行政のみならず、あらゆる分野でますます重要なものとして注目を集めているところであります。

市町村統計担当者をはじめ統計関係者皆様には、日頃、統計行政に対し深いご理解と絶大なご尽力をいただき、統計調査をはじめ各種統計事業が円滑に推進され、立派な成果をあげていることに対し敬意を表するものであります。

統計資料は、県民の皆様のご協力のもとに多くの労力、経費をかけて得られた貴重な財産であり、多くの方々に利用されて初めて価値の出るものであります。統計の作成者として利用者のニーズを的確に把握し、正確な統計をタイムリーに提供することが大切であると考えております。このために私も統計関係者の皆様のご協力をいただきながら、微力ではございますが統計行政の発展のために努力してまいりたいと思います。

本年度も、商業統計調査と事業所統計調査、新規の県民生活地域調査、統計データフェアの開催等多くの事業がございます。特に、商業統計調査と事業所統計調査は、統計調査の合理化の面から本年は7月1日現在で初めての試みとして同時に行われますが、市町村等におきましては事務が一時期に集中するという面もあろうかと思いますが、趣旨をご理解いただきご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、市町村、統計調査員をはじめ統計関係者の皆様には、本県統計事業の発展のために一層のご尽力とご支援をお願い申し上げまして、就任のあいさつといたします。



## 退任のごあいさつ

茨城県企画部統計課長  
茨城県統計協会副会長

磯田 克 己

このたび、4月1日付の人事異動で高齢福祉課へ参ることになりました。

統計課在任中は、市町村統計担当者をはじめとする統計関係者の皆様には、温かい御支援と御協力をいただき、お陰様で大過なくその職責を全うすることができましたことに対し心からお礼申し上げます。

1年間という短い在任期間ではございましたが、この間、厳しい統計調査環境のもとで、市町村の統計担当者、統計調査員の皆様は、調査の第一線で日夜努力されている実情を知り、その御労苦に対し敬意を表するとともに、統計業務発展のために大変心強く思っております。

昨年度は、最も大規模な調査である国勢調査及び農業基本調査、あるいは統計大会、統計グラフコンクール等多くの事業につきまして、統計関係者の皆様の大変な御尽力により円滑に推進できましたことに深く感謝申し上げます。

本年度は、事業所統計調査と商業統計調査の同時実施、新規の県民生活地域調査、統計データフェアの開催など多くの事業が実施されますが、統計関係者の皆様には、統計の重要性を御認識いただき、ますますの御活躍とこれら事業の成功を祈念申し上げる次第であります。

今後とも一層の御厚情と御指導を賜りますようお願い申し上げます。お礼と退任のごあいさつとさせていただきますと存じます。













## 統計調査の「合理化」

### — 事業所統計調査と商業統計調査の同時実施をめぐる —

統計審議会会長 中村 隆 英

どんな産業でも、長い間には、生産や流通、経営などの過程において、様々の改良が進められて、能率を高め、人手やコストを切り下げる努力が積み重ねられてきている。10年前に見学に行った工場をまた訪れると、文字どおり面目が一新されてしまっていて、これがあの工場なのかと驚かされることも珍しくない。また、ときとしては、飛躍的な変化がおこって、生産工程や流通のしくみが短期間に一変してしまうことがある。生産のオートメーション化が行われて、清酒工場が化学工場かと思いがうばかりになったり、工作機械が自動化されて無人の精密機械工場が出現したりしたのはその例である。このような急激な変容は、「革新」—イノベーションと呼ばれ、シュンペーターによって、経済発展の原動力と考えられた。地道な部分的改良にせよ、一挙に行われる革新にせよ、そうした「合理化」の努力なしには戦後日本の復興も成長も有り得なかったことは確かである。

統計についても、また同じような努力が日常的に積み重ねられてきている。まず戦後の統計復興の時代を経て、世界的にみても第一級の現在の統計体系が作りあげられたのは、昭和30年代のことであった。その後も、光学読取装置や、大型コンピュータの導入などによって、集計が著しく速くなり、詳細な製表も可能になり、さらには磁気テープによる公表も実現するなど、統計の分野での「革新」はとどまるところを知らない。しかしながら、ハードな機械的な集計・公表の分野に比べて、調査実務の面では進歩が比較的緩やかであって、現場における調査が次第に困難になってきていることも否定できない。特に、実査の手順は、調査員による調査票の配布と回収、さらに審査が

すべて多数の人手を必要とすることは昔どおりだし、調査対象が調査に協力してくれる程度は昔より消極的になっているのも事実であって、調査は一層困難になってきつつある。

その一方で、これまで手薄であったストック統計、サービス業統計、環境統計などが、社会的、経済的にみてもますます必要の度を高めてきていることは「統計行政の中・長期構想」(昭和60年10月統計審議会答申)にも示されているとおりである。このうち「サービス業基本調査」は平成元年に実施されたものの、なお整備されるべき分野は残されている。しかも国と地方公共団体の統計職員数は次第に削減され、統計予算の査定も厳しくなった。このような状況のもとで、統計体系を維持するだけでなく、更に整備充実を図っていくためには、統計調査についても、より一層の「合理化」を図っていくほかはないであろう。調査の実施や審査の面で新しい工夫が是非必要だ。特に機械化などのハード面での「合理化」だけでなく、調査のやり方や内容にふれる、言わばソフト面での「合理化」が正に待望されているのである。

本年7月1日を期して行われることになった「事業所統計調査」(総務庁統計局)と「商業統計調査」(通商産業省調査統計部)との同時実施は、正に画期的な合理化がソフト面で実現したという重要な意義をもっている、と私は考えている。なぜ、画期的な合理化なのか。その理由は次の3つの事柄にある。

まず第1に、「事業所統計調査」と「商業統計調査」とは、「工業統計調査」とともに、事業所を対象とする三大センサスといわれる大調査であって、それぞれの実施に当たっては、実査に当たる地方公共団体は、これまで多大の努力を傾注してきた。



そこで、両調査が同じ年に実施されることがないように、「中・長期構想」においても、10年以上先までの実施年度が予定されていたのである。ところが、平成元年に「サービス業基本調査」が実現したために、同年に予定された「事業所統計調査」が名簿の整備だけにとどめられた。そこで平成4年に予定されていた「事業所統計調査」を1年繰り上げる必要が生じ、「商業統計調査」と同じ年に行われることになったのである。

それならば、2度も大調査を行うよりも、両者を同時に実施するほうが、地方の事務量や記入者の負担を軽減するためにも便宜であるという考えが生まれ、総務庁と通商産業省との協議の末、その方法が決められた。簡単に言えば、準備調査によって事業所のうち商業統計調査の対象を明らかにしておき、そこには商業統計調査の調査票を、他には事業所統計調査の調査票を配布する。商業統計調査の調査票には、事業所統計調査の調査事項がすべて含まれているので、商店等については、1枚の調査票によって両調査が行われるというしくみである。このためには、調査実務がかなり煩雑になり、困難も予想されるけれども、2つの調査を別々に行うよりは事務量も記入者の負担も軽減されることは間違いない。この意味で、私のいうソフト面の「合理化」の一つが、正に実現されようとしているのである。

第2は、両調査を同時に実施することによって、最新の事業所名簿による商業統計調査が実施できるという点である。商業統計調査を単独に行うと、とすれば、調査を回避するために、商業事業所なのに商業以外の事業所であると称するものがみられたが、今回は事前の準備調査によって、このような問題の発生を防止することができる。同時実施によって、

調査の精度を高めることが期待されるのである。

第3に、今回の両調査の同時実施は、今後のための重要な実験としての意味をもっているということ指摘しておきたい。両調査がたまたま平成3年に行われることになったのは、上記の理由があったからで、もちろん臨時の措置である。今後とも両調査を同時に行うというわけではない。しかし今回の同時実施が成功して、事務量も記入者の負担も軽減されることが確認されれば、将来において、この両調査に限らず、大規模センサスの同時実施を考慮する可能性が高まってくる。将来の課題とされているストック調査などが無理なく行われうようになるためには、こうした工夫が役立つだろうと思われるからである。

しかし、良いことばかりではない。同時実施に伴う負担を減らすために、事業所の本所の名称や所在地の調査事項を削除したために事業所統計調査における企業別の集計や、商業統計調査の事業所の異動状況などの集計ができないことになった。これは将来復活することもできようし、統計調査の「合理化」のためのやむを得ない犠牲とみるべきであろう。

以上をまとめて、私は今回の同時実施を、統計調査におけるソフト面での「合理化」の第一歩として、高く評価したい。人員、予算、統計調査の環境など、様々の制約のなかで、社会の需要に応えるような統計を作っていくためには、知恵を絞って、新しいやり方を考えだし、実行に移していくほかはないからである。このようなわけで、私は今回の試みが成功し、これからの統計調査の「合理化」の指針となってくれることを願っている。

統計実務の第一線の皆さん、どうかがんばって、有意義なこの実験を成功させてください。

# 事業所統計調査の概要

## 統計調査ニュースから

### 1. 調査の目的

事業所統計調査は、産業活動の母体となる事業所を網羅的に調査することにより、その産業構造及び事業活動の実態を明らかにすることを第1のねらいとして実施されるもので、我が国の経済・社会政策の立案、推進に資することを目的とするものです。

我が国の経済は、戦後の混乱期から復興期、その後の昭和30年代、40年代の高度成長期を経た後、第1次、第2次の石油危機等に伴う国際的な構造変化を克服して今日に至っています。この間、事業所統計調査は、その時々の産業政策、経済政策の遂行上欠かせない基礎資料を提供してきました。

特に、近年、我が国の経済力の著しい高まりと国際的な地位の向上を背景に、国内的には真の豊かな国民生活の達成が求められ、国際的には世界経済の発展への一層の貢献が求められるようになってきています。また、科学技術の著しい進歩は、このような国民の真の豊かさへの志向の高まりや経済の国際化の進展とあいまって、我が国の産業構造を新たな変貌へと導きつつあります。今回の事業所統計調査は、このように事業所をめぐる環境が大きく変化する中で実施されるものであり、新しい時代に即した政策推進のための基礎資料を提供するものとして、極めて重要な役割を果たすものと期待されています。

また、事業所統計調査は、事業所や企業を対象とする各種統計調査の実施のための基礎資料を提

供する役割を持っています。このため、事業所及び企業に関するリストを地域別、産業別に作成・整備し、各種統計調査の調査対象の選定等に必要資料を提供しています。

国や地方公共団体等が行う事業所や企業を対象とする調査は多数にのぼりますが、これらのほとんどは、事業所統計調査の結果を基礎としており、事業所統計調査の結果は、他の統計調査の結果精度に大きな影響を与えるものであります。

### 2. 調査の沿革

事業所統計調査は、昭和22年に第1回の調査が開始されましたが、その系譜をたどってみますと、統計局が長年にわたって実施してきた労働に関する調査にその源泉をみることができます。すなわち、統計局では、大正13年に「労働統計実地調査」を開始し、昭和14年まで7回の調査を行うとともに、昭和15年から17年には「労働技術調査」を、昭和19年から戦後の昭和21年には「年次勤労統計調査」を実施してきましたが、昭和22年4月、時の連合国軍総司令部(G.H.Q.)は、それまでの年次勤労統計調査に代えて、事業所統計調査を実施するよう指令を出したいきさつがあります。この指令に盛られた内容は、従来実施してきました一連の労働に関する調査とは著しく異なるものであったため、統計法による指定統計第2号の指定を受け、賃金、雇用といった観点の調査から、産業構造の実態、事業活動の状態等を明らかにする調査として衣替えすることとなりました。

昭和22年の第1回調査は、その年の10月に行わ

## ■ 調査から

れた「昭和22年臨時国勢調査」と同時に行われ、調査員も国勢調査と事業所統計調査の両方を担当する形で実施されました。昭和23年に2回目の調査が行われましたが、これは事業所統計調査というよりは賃金に関する調査を目的としたものであり、名称も「事業所賃金調査」とし、現金給与額のほか、労働日数、労働時間等が主要な調査内容となっています。この「事業所賃金調査」は、その後、労働省の「賃金構造基本統計調査」に引き継がれて行われています。第3回調査は、昭和26年7月に実施されましたが、この調査は第1回調査とほぼ同様に事業所に関する基本的な事項がその主な内容となっています。

以後、事業所統計調査は、昭和56年まで3年ごとに実施され、前回(昭和61年)の調査から5年ごとの調査となっています。この間、調査事項、調査対象の範囲などに若干の変更点があるものの、事業所に関するセンサスとしてその役割を果たしてきています。

なお、事業所統計調査は、民営事業所を対象とする「甲調査」、民営のサービス業事業所を対象とする「乙調査」及び国・地方公共団体の事業所を対象とする「丙調査」に分かれるが、平成元年にサービス業基本調査が実施されたことから、平成3年調査では甲調査及び丙調査を行い、乙調査を行わないこととしています。

### 3. 調査結果の公表

事業所統計調査結果として、次の結果を公表しています。

#### (1) 要計表等による集計

事業所数(公営・民営の別を含む。)を全国・都道府県・市区町村別に、早期に提供するための集計

#### (2) 速報集計

確報前の結果として、産業別、従業者規模別、経営組織別の事業所数とその男女別従業者数の主要結果についての集計

#### (3) 確報集計

○事業所に関する集計として、産業別、従業者・常雇規模別、本所・支所別、事業所の形態別、開設時期別等の事業所数とその男女・従業上の地位別従業者数を集計

○会社に関する集計として会社組織の事業所について、企業産業、企業類型別、経営組織別、資本金階級別、支所数規模別、企業常雇規模別等の企業数を集計

これらの結果については、「全国編」、「都道府県編」、「会社企業編」に分けて報告書を刊行しているほか、調査結果を時系列で編集した「解説編」を刊行しています。

なお、確報集計では、町丁・大字別集計などの小地域による集計を行っています。

## 4. 調査結果の利用

事業所統計調査は、事業所の基本構造を把握する基礎資料として、産業政策、経済政策を遂行する上で欠かせない役割を果たしており、以下のように幅広く利用されています。

#### (1) 国土総合利用計画の立案

- (2) 産業の適正配置計画の立案
- (3) 事業所の集積とその対応策
- (4) 地方都市開発整備計画の立案
- (5) 産業の育成と雇用問題
- (6) 社会福祉施設などの整備計画
- (7) 公共文化施設の整備計画
- (8) 産業連関表・G N Pなどの所得推計
- (9) 小地域統計への利用
- (10) 地方交付税交付金算定のための資料
- (11) 消費譲与税算定のための資料
- (12) 事業所を対象とする各種統計調査の標本設計への母集団資料

## 商業統計調査の概要

通商産業大臣官房調査統計部商業統計課

### 1. 調査の趣旨

商業統計調査は、全国の卸売・小売業、飲食店を営む事業所(以下「商店」という。)を業種別、規模別、地域別、業態別等に把握し、商店の分布状況及び販売活動等の我が国商業の実態を明らかにすることを目的としており、いわば「商業の国勢調査」といわれるものである。

本調査は、「統計法」(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計調査(指定統計第23号)であり、昭和27年の第1回調査以降、昭和51年の第13回調査までは2年ごと、その後は3年ごとに実施している。

今回、平成3年7月1日に実施する調査は、卸売・小売業を営む商店を対象とした第18回調査に当たる。

調査を実施するための具体的な調査項目、調査実施方法等については、「商業統計調査規則」(通商産業省令)により詳細に定められている。

### 2. 調査の経緯

#### (1) 調査の沿革

商業統計調査は、昭和27年に第1回調査を実施したが、その系譜をたどると、昭和6年の東京市商業調査が始まりとされている。当時、我が国における商業は、中小規模商店の著しい増加に伴う業者間の競争の激化がみられる一方、百貨店等の大規模商店の進出により、中小商業問題が台頭してきた時期である。このような情勢の中で、商業活動の実態を的確に把握し、適切な商業施策への基礎資料の充実を図る必要から、調査対象地域を指定し、それぞれの地域に所在する商業者を対象に商業調査を実施することとした。

昭和11年まで調査対象地域を順次拡大しつつ実施したこれらの調査が、組織的、体系的な商業調査の始まりであったとされている。

## ■ 調査から

昭和12年以降、我が国経済は戦時体制に移行し、物資の配給に関する実情を把握する必要から、昭和14年に「資源調査法」（昭和4年法律第53号）に基づき、物資供給機能組織として重要な地位を占める卸売業についてののみ商業調査を実施することとした。この調査は昭和17年まで実施されたが、昭和18年以降は「戦時特例に関する法律」により停止されることとなった。

終戦後、日本経済の変動期において、商業機構もまた、商業活動の規制緩和とともに著しい変化を遂げていた。このような変動の時代を背景に、我が国商業の実態を構造的に把握する必要性が高まりつつある中、昭和23年から昭和26年にかけて、特定地域を対象に試験調査を実施し、全国的商業調査の基盤を整備するとともに、昭和24年には商業調査の重要性に鑑み、統計調査の真実性を確保する観点から、「統計法」に基づく指定統計として調査を実施することとした。

昭和27年に、指定統計として実施した全国規模の第1回調査は、昭和23年から行われたこれら試験調査の結果を踏まえ、戦後初めて実施した全国的商業調査であり、この調査結果は、我が国商業者の分布と、その活動状況の実態を明らかにした貴重な資料とされている。

昭和27年以降現在に至るまで、時代の移り代わりに対応した調査対象範囲、調査周期等の改訂はあるものの、我が国商業の実態を明らかにする統計として、その重要な役割を果たしている。

### (2) 調査期日の変遷

商業統計調査の調査期日は、調査時における

大規模調査との重複、これによる地方公共団体等の事務の混乱の回避及び商店の決算期日等の関係により、必ずしも一定期日ではないが、現在は調査実施年の6月1日を原則としている。

調査期日の変遷

回数	年次	調査期日	備考
1	昭和27年	9月1日	①
2	29	9月1日	①
3	31	7月1日	①
4	33	7月1日	①
5	35	6月1日	①
6	37	7月1日	①
7	39	7月1日	①
8	41	7月1日	①
9	43	7月1日	①
10	45	6月1日	①
11	47	5月1日	①
12	49	5月1日	①
13	51	5月1日	①
14	54	6月1日	①
15	57	6月1日	①
16	60	5月1日	②
	61	10月1日	③
17	63	6月1日	②
	平成元年	10月1日	③
18	3	7月1日	②
	4	10月1日	③(予定)

注：備考の①②③は、調査種別を表す。

①卸売・小売業、飲食店 ②卸売・小売業 ③一般飲食店

## 3. 調査結果の公表

商業統計調査結果として、以下の集計表を公表している。

(1) 速報

主要項目（商店数，従業者数，年間販売額，商品手持額，売場面積）の確報前の集計

(2) 確報

全国の商店について，調査結果数値として調査項目ごとに集計

- ①商業統計表 第1巻 産業編（総括表）
- ②商業統計表 第2巻 産業編（都道府県表）
- ③商業統計表 第3巻 産業編（市区町村表）
- ④商業統計表 第4巻 品目編
- ⑤商業統計表（一般飲食店）

(3) 二次加工統計

調査内容を相互に組み合わせることによる別集計

- ①流通経路別統計編（卸売部門）
- ②立地環境特性格別統計編（小売部門）
- ③業態別統計編（小売部門）
- ④大規模小売店舗統計編（小売部門）
- ⑤業態別統計編（一般飲食店）

#### 4. 調査結果の利用

商業統計調査は，我が国商業活動の実態を把握し，その構造を分析するための唯一，かつ，根幹的な統計であり，以下のような幅広い分野で利用されている。

(1) 中小商業施策を中心とする流通関連施策の立案，実施の基礎資料

- ①大規模小売店舗法及び小売商業調整特別措置法の運用
- ②中小小売商業振興法の運用

③中小企業近代化促進法に基づく業種別近代化計画の策定

④商業近代化地域計画の策定

⑤商店街診断，広域商業診断の実施

⑥卸商業団地等の計画策定（中小企業事業団による店舗等集団化事業等）

⑦商店街近代化計画の作成（中小企業事業団による商店街近代化事業等）

⑧中小企業の事業転換の推進

⑨都市計画，市街地再開発計画，都市の特性分析への利用

(2) 所得推計，構造分析等の基礎資料

①産業連関表及び地域間産業連関表の作成

②国民経済計算（新SNA）の推計

③県民所得，市区町村民所得の推計

④地域産業構造分析及び地域産業ビジョン等の策定

⑤各種白書（経済白書，中小企業白書，労働白書，県要覧，その他の白書）の作成

⑥流通産業ビジョンの策定

(3) 各種調査の標本設計への母集団の提供

(4) 民間，学術研究団体における研究，市場予測，需要予測等への利用